

北播磨総合医療センター企業団職員の職名等に関する規程

〔平成25年4月1日〕
〔企業管理規程第2号〕

改正	平成28年3月1日	企業管理規程第7号
	平成28年3月31日	企業管理規程第10号
	平成30年3月31日	企業管理規程第6号
	平成31年3月31日	企業管理規程第4号
	令和2年3月1日	企業管理規程第1号
	令和3年3月31日	企業管理規程第2号
	令和4年3月31日	企業管理規程第8号
	令和4年11月11日	企業管理規程第14号
	令和5年3月31日	企業管理規程第5号
	令和5年8月1日	企業管理規程第8号
	令和6年3月22日	企業管理規程第3号
	令和7年3月31日	企業管理規程第5号
	令和7年12月18日	企業管理規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第5号）第1条に規定する職員の職名、職種及び役職名（以下「職名等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 医療職給料表の適用を受ける職員 医療職員
- (2) 事務職給料表の適用を受ける職員 事務職員

(職種)

第3条 前条に規定するそれぞれの職名について、別表に定める職種を置く。

(役職名)

第4条 部、センター、課及び室等の長その他特に重要な職にある者については、別表に定める役職名を置き、同表職名の欄に掲げる職員をもって充てる。
2 前項に規定する役職名には、それぞれの組織の名称又は分担事務上の名称を冠するものとする。

(職名等の特例)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、他の職名等を用いることができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日企業管理規程第7号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日企業管理規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日企業管理規程第6号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日企業管理規程第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日企業管理規程第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日企業管理規程第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月11日企業管理規程第14号)

この規程は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日企業管理規程第5号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月1日企業管理規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日企業管理規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日企業管理規程第5号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則附 則（令和7年12月18日企業管理規程第9号抄）
この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

職名	職種名	役職名
医療職員	医師、歯科医師	病院長、副院長、病院長補佐、部長、センター長 ^{※1} 、副センター長 ^{※1} 、診療科長、診療科部長、センター長 ^{※2} 、室長、副センター長 ^{※2} 、副室長、主任医長、医長、医員、専攻医、研修医
	薬剤師、医学物理士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士	副院長、部長、センター長 ^{※1} 、次長、副センター長 ^{※1} 、室長、センター長 ^{※2} 、主幹、副室長、副センター長 ^{※2} 、特命主任、主任
	保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、介護福祉士	副院長、部長、センター長 ^{※1} 、次長、副センター長 ^{※1} 、課長、室長、センター長 ^{※2} 、主幹、副課長、副室長、副センター長 ^{※2} 、特命主任、主任
事務職員	事務職員、診療情報管理士	理事、部長、センター長 ^{※1} 、参事、次長、副センター長 ^{※1} 、課長、室長、センター長 ^{※2} 、主幹、副課長、副室長、副センター長 ^{※2} 、課長補佐、室長補佐、係長、特命主査、主査、特命主務、主務

備考

※1 先端医療センター、がん総合診療センター、認知症診療センター、臨床研修センター及び患者総合サポートセンターに置かれるものとする。

※2 先端医療センター、がん総合診療センター、認知症診療センター、臨床研修センター及び患者総合サポートセンターに置かれるものを除く。